

○多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

令和3年4月1日

要綱第19号

改正 令和5年3月30日要綱第21号

(通則)

第1条 多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、多度津町補助条例（昭和29年多度津町条例第36号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業者が購入した空き家を事業所として改修する際に要する経費の一部について補助することにより、多度津町内（以下「町内」という。）への移住・定住を促進し、町内にある空き家の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 町内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であり、空き家バンク（香川県空き家バンク制度を活用した多度津町の空き家に関する情報の登録・提供制度をいう。）に登録された住宅をいう。

(2) 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない者については、会社法上の本店に相当する事業所）が香川県外にある法人をいう。

(3) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者をいう。

(4) 事業所 専ら事業の用に供する場所（事務室、会議室等）をいう。

(5) 移住者 一定期間多度津町に居住する意思を持ち、多度津町の住民基本台帳に登録されている者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上、香川県外に在住していた者をいう。

(6) テレワーク 在宅勤務、モバイルワークなど、ICT（情報通信技

術) を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業者が、購入した空き家(以下「対象物件」という。)を事業所として改修すること。
- (2) 事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として補助対象事業の完了日から3年以上使用する予定であること。
- (3) 法人事業者の場合は、改修した対象物件で勤務する法人事業者の従業員のうち1名以上が、個人事業主の場合は、個人事業主が、香川県に転入して2年未満の移住者(以下「対象移住者」という。)又は実績報告時までに対象移住者となる予定であること。
- (4) 改修した対象物件で、事業者、その従業員又は訪問者等がテレワークを行うための環境(机、椅子及びインターネット環境)を整えている又は整える予定であること。
- (5) 国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助対象外とする。

- (1) 交付決定より前に補助対象事業を実施した事業者(第7条第3項に規定する届出を町長に提出した場合を除く。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業(店舗型性風俗特殊営業に限る。)に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」に係る事業を行う事業者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う事業者
- (4) その他補助金の目的に照らして適当でないと町長が判断する事業を行う事業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、原則として、町内施工業者による整備に要する次に掲げる経費とする。

(1) 家屋改修費 家屋の改修に要する経費を対象とする。なお、耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備（電気・ガス・給排水・空調・トイレ等）の整備に要する経費を含む。

(2) 通信環境整備費 Wi-Fi環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費を対象とする。ただし、月額利用料等の維持費は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、法人事業者の場合は、400万円、個人事業主の場合は、200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書（様式第1号）を町長が別途定める日までに町長に2部（1部は写し）提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号別紙1）

(2) 誓約書（様式第1号別紙2）

(3) 法人事業者の場合は、登記簿謄本、個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し

(4) 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証の写し（申請時がない場合は、実績報告時に提出）

(5) 対象物件の所有者が確認できる書類

(6) 対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類

(7) 対象物件の周辺環境が分かる位置図

(8) 対象物件の現況写真

(9) 補助対象経費の合計額が確認できる書類（内訳を含む。）

(10) 住民票の写し、戸籍の附票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（法人事業者の場合は、従業者が対象移住者であることを証明する書類）ただし、申請時に対象移住者でない場合は、実績報告時に提出することとする。

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定前着手届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的又は主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。

(2) 交付決定の額の20パーセントを超える額を減額変更するとき。

(3) 交付決定の額を増額変更するとき。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を修正し、又は条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により交付決定の内容を修正し、又は条件を付した場合は、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金変更交付決定通知

書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の事故報告）

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金事故報告書（様式第7号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金実績報告書（様式第8号）を町長に2部（1部は写し）提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、次に掲げる書類を実績報告書に添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第8号別紙）
- （2） 補助対象経費の合計額の請求書の写し（内訳を含む。）
- （3） 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- （4） 対象物件の完成写真（外観、内観及び修繕箇所）及び購入物品の写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

- 第12条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条第3項及び第4項の承認をした場合は、その承認した内容をいう。以下同じ。）及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するもの

とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

- 第13条 町長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

- 第14条 町長は、第9条第4項の補助対象事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （4） 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5） 補助対象事業の完了日から3年間、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として利用しなかった場合

- 2 町長は、前項の場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第11号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

2 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、補助金の交付額を上限に、その収入の全部又は一部に相当する額を町に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助対象事業等の経理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の経理について当該補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 様式第 1 号 (第 7 条関係)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 8 条関係)
- 様式第 4 号 (第 9 条関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 1 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 2 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)
- 様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)